

# おいらせ町庁舎整備検討委員会

回次：第 5 回

日時：平成 25 年 7 月 2 日(火) 14:00～

場所：おいらせ町役場 庁議室

## [ 次 第 ]

— 修 礼 —

1. 開 会

2. 案 件

(1) 庁舎整備検討報告書（案）について

3. その他

4. 閉 会

— 修 礼 —

## おいらせ町庁舎整備検討委員会委員名簿

任期：平成24年11月29日～1年以内

	要綱上の区分	氏名	備考
1	識見を有する者	石川宏之 <small>イシ カワ ヒロ ユキ</small>	八戸工業大学 工学部土木建築工学科 准教授 学位：工学博士 専門分野：都市計画、建築計画
2	町民から公募した者	久保田良一 <small>クボタ リウ イチ</small>	無職(元役場職員) 《職務代理者》
3		佐々木秀智 <small>ササキ ヒデ ノリ</small>	NPO法人循環型社会創造ネットワーク (CROSS)職員
4		永井紀昭 <small>ナガ イ ノリ アキ</small>	建築設計士(米軍三沢基地勤務) 1級建築士、住環境コーディネーター2級
5		福原仁一 <small>フクハラ ジン イチ</small>	無職
6		山内正夫 <small>ヤマ ウチ マサ オ</small>	無職(元日本IBM職員)
7	関係団体より 推薦された者	市村堅二郎 <small>イチ ムラ ケンジロウ</small>	おいらせ町連合町内会 副会長
8		木村晃 <small>キ ムラ アキラ</small>	※平成25年3月31日まで 十和田おいらせ農業協同組合 ももし支店長
		熊野勝則 <small>クマ ノ カツ ノリ</small>	※平成25年4月1日から 十和田おいらせ農業協同組合 ももし支店長
9		木村雅行 <small>キ ムラ マサ ユキ</small>	おいらせ町商工会 会長 《委員長》
10		工藤一雄 <small>クドウ カズ オ</small>	おいらせ町連合町内会 副会長
11		種市恭子 <small>タネ イチ キョウ コ</small>	おいらせ町連合婦人会 会長
12		松田美穂子 <small>マツ ダ ミホコ</small>	おいらせ町連合PTA 評議員 木ノ下小学校父母と教師の会 会長
事務局	田中富栄 <small>タナカ トミエ</small>	行政管財課 課長	
	松山公士 <small>マツヤマ タカシ</small>	行政管財課 課長補佐(担当)	
	松林由範 <small>マツバヤシ ヨシノリ</small>	総務課 課長	
	成田光寿 <small>ナリタ ミツヒサ</small>	総務課 課長補佐	
	小向仁生 <small>コムカイ ヒトキ</small>	企画財政課 課長(まちづくり・総合計画)	

※平成25年4月1日機構改革に伴い事務局体制一部変更



○おいらせ町庁舎整備検討委員会設置要綱

平成24年8月24日

訓令第19号

(設置)

第1条 将来の庁舎整備に関して必要な事項を検討するため、おいらせ町庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に報告する。

- (1) 庁舎整備に係る基本方針に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町民から公募した者
- (3) 関係団体より推薦された者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める事務が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務局は、おいらせ町行政管財課、総務課及び企画財政課において行う。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。